

Title	韓国・家庭内暴力対策関連二法〔邦訳〕
Sub Title	Two acts related to countermeasures against domestic violence in Korea
Author	太田, 達也(Ota, Tatsuya)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1998
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.71, No.12 (1998. 12) ,p.61- 81
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19981228-0061">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19981228-0061</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

資料

韓国・家庭内暴力対策関連二法〔邦訳〕

太田達也

韓国・家庭暴力犯罪の処罰等に関する特例法

通りとする。

一 「家庭暴力」とは、家庭構成員間の身体的、精神的又は財産上の被害を伴う行為をいう。

一九九七年二月一三日  
法律第五四三六号

二 「家庭構成員」とは、次の各目の一に該当する者をいう。

イ 配偶者（事実上婚姻関係にある者を含む。以下同じ。）又は配偶者関係にあった者

ロ 自己若しくは配偶者と直系尊卑属関係（事実上の養親子関係を含む。以下同じ。）にあるか、又はあった者

ハ 継父母と子の関係若しくは嫡母と庶子の関係にあるか、又はあった者

ニ 同居する親族関係にある者

第一章 総則

第一条【目的】 この法律は、家庭暴力犯罪の刑事処罰手続に関する特例を定め、家庭暴力犯罪を犯した者に対し、環境の調整及び性格の矯正のための保護処分を行うことにより、家庭暴力犯罪で破壊された家庭の平和及び安定を回復し、健康な家庭を育成することを目的とする。

第二条【定義】 この法律で使用する用語の定義は、次の

三 「家庭暴力犯罪」とは、家庭暴力により次の各目の一に該当する罪をいう。

イ 刑法第二編第二十五章傷害及び暴行の罪中、第二十七条（傷害、尊属傷害）、第二八八条（重傷害、尊属重傷害）、第二六〇条（暴行、尊属暴行）第一項・第二項、第二六一一条（特殊暴行）及び第二六四条（常習犯）の罪

ロ 刑法第二編第二十八章遺棄及び虐待の罪中、第二七一条（遺棄、尊属遺棄）第一項・第二項、第二七二条（嬰兒遺棄）、第二七三条（虐待、尊属虐待）及び第二七四条（児童酷使）の罪

ハ 刑法第二編第二十九章逮捕及び監禁の罪中、第二七六条（逮捕、監禁、尊属逮捕、尊属監禁）、第二七七条（重逮捕、重監禁、尊属重逮捕、尊属重監禁）、第二七八条（特殊逮捕、特殊監禁）、第二七九条（常習犯）（第二七六条、第二七七条の罪に限る。）及び第二八〇条（未遂犯）（第二七六条乃至第二七九条の罪に限る。）の罪

ニ 刑法第二編第三〇章脅迫の罪中、第二八三条（脅迫、尊属脅迫）第一項・第二項、第二八四条（特殊脅迫）、第二八五条（常習犯）（第二八三条の罪に限

る。）及び第二八六条（未遂犯）の罪

ホ 刑法第二編第三十三章名譽に関する罪中、第三〇七条（名譽毀損）、第三〇八条（死者の名譽毀損）、第三〇九条（出版物等による名譽毀損）及び第三一一一条（侮辱）の罪

ヘ 刑法第二編第三十六章住居侵入の罪中、第三二一条（住居・身体搜索）の罪

ト 刑法第二編第三十七章権利行使を妨害する罪中、第三二四条（強要）及び第三二四条の五（未遂犯）（第三二四条の罪に限る。）の罪

チ 刑法第二編第三十九章詐欺及び恐喝の罪中、第三五〇条（恐喝）及び第三二五条（未遂犯）（第三五〇条の罪に限る。）の罪

リ 刑法第二編第四二章損壊の罪中、第三六六条（財物損壊等）の罪

ヌ 児童福祉法第一八条第二号に違反した罪  
ル イ目乃至リ目の罪として、他の法律により加重処罰される罪

四 「家庭暴力行為者」とは、家庭暴力犯罪を犯した者及び家庭構成員たる共犯（以下「行為者」という。）をいう。

五 「被害者」とは、家庭暴力犯罪により直接的に被害を被った者をいう。

六 「家庭保護事件」とは、家庭暴力犯罪により、この法律による保護処分の対象となる事件をいう。

七 「保護処分」とは、法院が、家庭保護事件に対し、審理を経て行為者に科す第四〇条の規定による処分をいう。

第三条【他の法律との関係】 家庭暴力犯罪に対しては、この法律を優先して適用する。

## 第二章 家庭保護事件

### 第一節 通則

第四条【申告義務等】① 何人も、家庭暴力犯罪を知るに至ったときは、これを捜査機関に申告することができる。

② 次の各号の一に該当する者が、職務を遂行中、家庭暴力犯罪を知るに至った場合には、正当な理由がない限り、これを直ちに捜査機関に申告しなければならない。

一 児童の教育及び保護を担当する機関の従事者並びにその長

二 児童、六〇歳以上の老人その他正常な判断能力が欠

如した者の治療等を担当する医療者及び医療機関の長

三 老人福祉法による老人福祉施設、児童福祉法による児童福祉施設、障害者福祉法による障害者福祉施設の従事者及びその長

③ 児童福祉法による児童相談所、家庭暴力防止及び被害者保護等に関する法律による家庭暴力関連相談所及び保護施設、性暴力犯罪の処罰及び被害者保護等に関する法律による性暴力被害相談所及び保護施設（以下「相談所等」という。）に勤務する相談員並びにその長は、被害者又は被害者の法定代理人等との相談を通じて家庭暴力犯罪を知るに至った場合には、これを直ちに申告しなければならない。

④ 何人も、第一項乃至第三項の規定により家庭暴力犯罪を申告した者（以下「申告者」という。）に対し、その申告行為を理由として不利益を与えてはならない。

第五条【家庭暴力犯罪に対する応急措置】 進行中の家庭暴力犯罪に対し、申告を受けた司法警察官吏は、直ちに現場へ臨場し、次の各号の措置を取らなければならない。

一 暴力行為の制止及び犯罪捜査

二 被害者の家庭暴力関連相談所又は保護施設への引渡

（被害者の同意がある場合に限る。）

三 緊急治療が必要な被害者の医療機関への引渡

四 暴力行為の再発時、第八条の規定により臨時措置を申請することができることの通知

**第六条【告訴に関する特例】**① 被害者又はその法定代理人は、行為者を告訴することができる。被害者の法定代理人が行為者である場合、又は行為者と共同して家庭暴力犯罪を犯した場合には、被害者の親族が告訴することができる。

② 被害者は、刑事訴訟法第二二四条の規定にかかわらず、行為者が自己又は配偶者の直系尊属である場合にも、告訴することができる。法定代理人が告訴する場合も同様とする。

③ 被害者に告訴する法定代理人又は親族がいない場合、利害関係人の申請があれば、検事は一〇日以内に告訴することができる者を指定しなければならない。

**第七条【司法警察官の事件送致】** 司法警察官は、家庭暴力犯罪を迅速に捜査し、事件を検事に送致しなければならない。この場合、司法警察官は、当該事件を家庭保護事件として処理することが相当か否かに関する意見を提示することができる。

**第八条【臨時措置の請求】** 検事は、第五条の規定による

応急措置にもかかわらず、家庭暴力犯罪が再発する虞があると認めるときは、職権又は司法警察官の申請により、第二十九条第一項第一号又は第二号の臨時措置を法院に請求することができる。

**第九条【家庭保護事件の処理】** 検事は、家庭暴力犯罪として、事件の性質・動機及び結果、行為者の性格等を考慮し、この法律による保護処分処することが相当であると認めるときは、家庭保護事件として処理することができる。この場合、検事は被害者の意思を尊重しなければならない。

**第一〇条【管轄】**① 家庭保護事件の管轄は、行為者の行為地・居住地又は現在地を管轄する家庭法院とする。但し、家庭法院が設置されていない地域においては、該当地域の地方法院（支院を含む。以下同じ。）とする。

② 家庭保護事件の審理及び決定は、単独判事（以下「判事」という。）が行う。

**第一一条【検事の送致】**① 検事は、第九条の規定により家庭保護事件として処理する場合には、その事件を管轄家庭法院又は地方法院（以下「法院」という。）に送致しなければならない。

② 検事は、家庭暴力犯罪とその他の犯罪が競合するとき

は、家庭暴力犯罪に対する事件のみを分離し、管轄法院に送致することができる。

**第十二条【法院の送致】** 法院は、行為者に対する被告人を審理した結果、この法律による保護処分に処するところが相当であると認めるときは、決定をもって、事件を家庭保護事件の管轄法院に送致することができる。この場合、法院は、被害者の意思を尊重しなければならない。

**第十三条【送致時の身柄処理】**① 第一条第一項又は第一二条の規定による送致決定がある場合、行為者を拘禁している施設の長は、検事の移送指揮を受けた時から、第一〇条の規定による管轄法院がある市（特別市及び広域市を含む。以下同じ）・郡では二四時間以内に、その他の市・郡では四八時間以内に、行為者を管轄の法院に引き渡さなければならない。この場合、法院は、行為者に対し、第二九条の規定による臨時措置の適否を決定しなければならない。

② 第一項の規定による引渡及び決定は、刑事訴訟法第九二条、第二〇三条又は第二〇五条の拘束期間内にささなければならない。

③ 拘束令状の効力は、第一項後段の規定により臨時措置の適否を決定したときに失ったものとみなす。

**第十四条【送致書】**① 第一条及び第二二条の規定により事件を家庭保護事件として送致する場合には、送致書を送付しなければならない。

② 第一項の送致書には、行為者の姓名・住所・生年月日・職業・被害者との関係、行為の概要及び家庭状況を記載し、その他参考資料を添付しなければならない。

**第十五条【移送】**① 家庭保護事件を送致された法院は、事件がその管轄に属さず、又は適正な調査・審理のため必要と認めたときは、決定をもって、当該事件を直ちに他の管轄法院へ移送しなければならない。

② 法院は、第一項の規定による移送決定をしたときは、遅滞なく、その理由を添付し、行為者、被害者及び検事に通知しなければならない。

**第十六条【保護処分の効力】** 第四〇条の規定による保護処分が確定したときは、その行為者に対し、同一の犯罪事実で再び公訴を提起することはできない。但し、第四条の規定により送致された場合は、この限りでない。

**第十七条【公訴時効の停止と効力】**① 家庭暴力犯罪に対する公訴時効は、当該家庭保護事件が法院に送致された時から時効の進行が停止し、その事件に対する第三七条第一項の不処分の決定（第一号及び第二号の事由による

決定に限る。)が確定したとき、又は第二十七条第二項・第三十七条第二項及び第四六条の規定により送致されたときから進行する。

② 共犯の一人に対する第一項の時効停止は、他の共犯者に対して効力が及ぶ。

**第一八条【秘密厳守等の義務】**① 家庭暴力犯罪の捜査若しくは家庭保護事件の調査・審理及びその執行を担当し、又はそれに関与する公務員、補助人若しくは相談所等に勤務する相談員及びその長(その職にあつた者を含む。)は、その職務上知り得た秘密を漏泄してはならない。

② この法律による家庭保護事件に対しては、行為者、被害者、告訴人・告発人若しくは申告人の住所・姓名・年齢・職業・容貌、その他これらを特定し、把握することのできる人的事項若しくは写真等を新聞等の出版物に掲載し、又は放送媒体を通じて放送することができない。

## 第二節 調査・審理

**第一九条【調査・審理の方向】** 法院が家庭保護事件を調査・審理するにあたっては、医学・心理学・社会学・社会福祉学その他の専門的な知識を活用し、行為者・被害者その他家庭構成員の性格・経歴・家庭状況並びに家庭

暴力犯罪の動機・原因及び実態等を明らかにし、この法律の目的を達成することができる適正な処分がなされるよう努力しなければならない。

**第二〇条【家庭保護事件調査官】**① 家庭保護事件の調査・審理のため、法院に家庭保護事件調査官(以下「調査官」という。)を置く。

② 調査官の資格・任免その他必要な事項は、大法院規則で定める。

**第二一条【調査命令】** 判事は、調査官に、行為者・被害者及び家庭構成員の審問又は家庭暴力犯罪の動機・原因及び実態等の調査を命ずることができる。

**第二二条【専門家の意見照会】**① 法院は、精神科医師・心理学者・社会学者・社会福祉学者その他の関連の専門家に、行為者・被害者又は家庭構成員の精神・心理状態に対する診断所見及び家庭暴力犯罪の原因に関する意見を照会することができる。

② 法院は、家庭保護事件を調査・審理するにあたって、第一項の規定による意見照会の結果を参酌しなければならない。

**第二三条【陳述拒否権の告知】** 判事又は調査官は、家庭保護事件を調査するとき、予め、行為者に対し、不利な

陳述を拒否することができることを知らせなければならぬ。

**第二四条【召喚及び同行令状】**① 判事は、調査・審理に必要と認めるときは、期日を指定し、行為者・被害者・家庭構成員その他参考人を召喚することができる。

② 判事は、行為者が正当な理由なく第一項の規定による召喚に応じなかったときは、同行令状を発付することができる。

**第二五条【緊急同行令状】** 判事は、行為者が召喚に応じない虞があり、又は被害者の保護のため緊急に必要があると認める場合には、第二四条第一項の規定による召喚なしに同行令状を発付することができる。

**第二六条【同行令状の方式】** 同行令状には、行為者の姓名・生年月日・住居、行為の概要、引致又は收容すべき場所、有効期間及びその期間経過後には執行に着手できず、令状を返還しなければならない旨並びに発付年月日を記載し、判事が署名・捺印しなければならない。

**第二七条【同行令状の執行等】**① 同行令状は、調査官、法院の法院書記官・法院事務官・法院主事・法院主事補（以下「法院公務員」という。）又は司法警察官吏をしてこれを執行させることができる。

② 法院は、行為者の所在不明により一年以上、同行令状を執行することができなかった場合、事件を管轄法院に対応する検察庁の検事に送致することができる。

③ 法院は、同行令状を執行するときは、その事実を直ちに行為者の法定代理人又は補助人に通知しなければならない。

**第二八条【補助人】**① 行為者は、自らの家庭保護事件に対し、補助人を選任することができる。

② 弁護士、行為者の法定代理人・配偶者・直系親族・兄弟姉妹及び戸主、相談所等の相談員及びその長は、補助人になることができる。但し、弁護士でない者を補助人に選任しようとするときは、法院の許可を得なければならない。

③ 第二項の規定により選任された弁護士でない補助人は、金品・饗応その他の利益を得、若しくは得ることを約束し、又は第三者にこれを供与させ、若しくは供与させることを約束してはならない。

④ 法院は、行為者が刑事訴訟法第三三条各号の一に該当するときは、職権で弁護士を行為者の補助人に選任することができる。

⑤ 第四項の規定により選任された補助人に支給する費用



に対しては、刑事訴訟費用法を準用する。

**第二九条【臨時措置】** ① 判事は、家庭保護事件の円滑な調査・審理又は被害者の保護のため必要と認めるときは、決定をもって、行為者に次の各号の一に該当する臨時措置をすることができる。

一 被害者又は家庭構成員の住居又は占有する居室からの退去等の隔離

二 被害者の住居、職場等から一〇〇メートル以内への

接近禁止

三 医療機関その他療養所への委託

四 警察官署留置場又は拘留所への留置

② 同行令状により同行された行為者又は第一三条の規定により引き渡された行為者に対しては、行為者が法院に引致されたときから二四時間以内に第一項の措置の適否を決定しなければならない。

③ 法院は、第一項の規定による措置を決定したときは、これを被害者に通知しなければならない。

④ 法院は、第一項第三号又は第四号の措置をしたときは、その事実を、行為者の補助人がいる場合には補助人に、補助人がいない場合には法定代理人又は行為者が指定した者に通知しなければならない。この場合、第一項第四

号の措置をしたときは、行為者に、弁護士等の補助人を選任することができるとともに、第四九条第一項の抗告を提起することができることを告知しなければならない。

⑤ 第一項第一号・第二号の隔離及び接近禁止期間は二月、同項第三号・第四号の委託及び留置期間は一月を超えることができない。但し、被害者の保護のため、その期間の延長が必要と認める場合には、決定をもって、一回に限り、各期間の範囲内でこれを延長することができる。

⑥ 第一項第三号の委託をする場合には、医療機関等の長に、行為者を保護するのに必要な事項を賦課することができる。

⑦ 民間が運営する医療機関等に対し委託しようとするときは、第六項の規定により賦課する事項をその医療機関等の長に予め告知し、同意を得なければならない。

⑧ 判事は、第一項各号に規定された臨時措置の決定をしたときは、調査官、法院公務員、司法警察官吏又は拘留所所属矯正職公務員をして、これを執行させることができる。

⑨ 行為者、その法定代理人又は補助人は、第一項の規定による臨時措置決定の取消又はその種類の変更を申請することができる。

⑩ 判事は、職権又は第九項の規定による申請に相当な理由があると認めるときは、決定をもって、当該臨時措置を取り消し、又はその種類を変更することができる。

⑪ 第一項第三号の委託の対象となる医療機関及び療養所の基準その他必要な事項は、大法院規則で定める。

**第三〇条【審理期日の指定】** ① 判事は、審理期日を指定し、行為者を召喚しなければならない。この場合、判事は、家庭保護事件の要旨及び補助人を選任することができる旨を予め告知しなければならない。

② 第一項の審理期日は、補助人及び被害者に通知しなければならない。

**第三一条【審理期日の変更】** 判事は、職権又は行為者若しくは補助人の請求により、審理期日を変更することができる。この場合、変更された期日を行為者・被害者及び補助人に通知しなければならない。

**第三二条【審理の非公開】** ① 判事は、家庭保護事件を審理するにあたって、私生活保護若しくは家庭の平和及び安定のため必要であり、又は善良の風俗を害する虞があると認めるときは、決定をもって、これを公開しないことができる。

② 証人として召喚された被害者又は家庭構成員は、私生

活保護又は家庭の平和及び安定の回復を理由とし、判事に対し、証人尋問の非公開を申請することができる。この場合、判事は、その許可の適否、公開法廷外の場所での尋問等証人尋問の方式及び場所に関して決定をすることができる。

**第三三条【被害者の陳述権等】** ① 法院は、被害者の申請がある場合には、その被害者を証人として尋問しなければならない。但し、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

一 申請者が既に審理手続で十分に陳述し、更に陳述する必要がないと認められる場合

二 申請者の陳述により審理手続が著しく遅れる虞がある場合

② 法院は、第一項の規定により被害者を尋問する場合には、当該家庭保護事件に関する意見を陳述する機会を与えなければならない。

③ 法院は、審理にあたって必要と認めるときは、被害者又は調査官に意見を陳述し、又は資料の提出を求めることができる。この場合、判事は、公正な意見陳述等のため必要と認めるときは、行為者の退場を命じることができる。

④ 第一項乃至第三項の場合、被害者は、弁護士、法定代理人・配偶者・直系親族・兄弟姉妹・戸主、相談所等の相談員又はその長をして、代わりに意見を陳述させることができる。

⑤ 第一項の規定による申請者が、召喚を受けても、正当な理由なく出席しなかったときは、その申請を撤回したものとみなす。

第三四条【証人尋問・鑑定・通訳・翻訳】① 法院は、証人を尋問し、鑑定を命じるとともに、通訳又は翻訳をさせることができる。

② 刑事訴訟法中、法院の証人尋問、鑑定・通訳及び翻訳に関する規定は、家庭保護事件の性質に反しない範囲で、第一項の場合にこれを準用する。

③ 証人・鑑定人・通訳人・翻訳人に支給する費用・宿泊料その他の費用に対しては、刑事訴訟法中の費用に関する規定及び刑事訴訟費用法を準用する。

第三五条【検証・押収・捜索】① 法院は、検証・押収及び捜索をすることができる。

② 刑事訴訟法中、法院の検証・押収及び捜索に関する規定は、家庭保護事件の性質に反しない範囲で、第一項の場合にこれを準用する。

第三六条【協力・援助】① 法院は、家庭保護事件の調査・審理に必要な場合、関係行政機関、相談所等又は医療機関その他の団体に対し、協力及び援助を要請することができる。

② 第一項の要請を受けた関係行政機関、相談所等又は医療機関その他の団体が、その要請を拒否するときは、正当な理由を提示しなければならない。

第三七条【不処分決定】① 判事は、家庭保護事件を審理した結果、次の各号の一に該当するときは、処分をしないという決定をしなければならない。

- 一 被害者の告訴があつて初めて公訴を提起することができる、又は被害者の明示の意思に反して公訴を提起できない家庭暴力犯罪のみを対象とする家庭保護事件に対して、告訴が取り消され、又は被害者が処罰を希望しない明示的な意思表示をしたとき
- 二 保護処分をすることができないか、又はする必要がないと認めたとき
- 三 事件の性質・動機及び結果、行為者の性格・習癖等に照らし、家庭保護事件として処理することが適当でないとき

② 法院は、第一項第三号の理由により不処分の決定をし

たときは、事件を管轄法院に対応する検察庁の検事へ送致しなければならない。

③ 第一項の規定による決定をしたときは、これを行為者、被害者及び検事に通知しなければならない。

第三八条【処分の期間等】 家庭保護事件に対しては、他の争訟に優先して迅速に処理しなければならない。この場合、処分の決定は、特別な理由がない限り、送致された日から三箇月以内に、移送された場合には、移送された日から三箇月以内に行わなければならない。

第三九条【委任規定】 家庭保護事件の調査・審理に関し必要な事項は、大法院規則で定める。

### 第三節 保護処分

第四〇条【保護処分の決定等】 ① 判事は、審理の結果、保護処分が必要と認めるときは、決定をもって、次の各号の一に該当する処分をすることができる。

- 一 行為者が被害者に接近する行為の制限
- 二 親権者たる行為者の被害者に対する親権行使の制限
- 三 保護観察等に関する法律による社会奉仕・受講命令
- 四 保護観察等に関する法律による保護観察
- 五 家庭暴力防止及び被害者保護等に関する法律が定め

る保護施設への監護委託

六 医療機関への治療委託

七 相談所等への相談委託

② 第一項各号の処分は、これを併科することができる。

③ 第一項第二号の処分をする場合には、被害者を他の親権者若しくは親族又は適当な施設に引き渡すことができる。

④ 法院は、保護処分の決定をしたときは、遅滞なく、その事実を検事、行為者、被害者、保護観察官及び保護処分を委託されて行う保護施設、医療機関又は相談所等（以下「受託機関」という。）の長に通知しなければならない。但し、受託機関が民間によって運営される機関である場合には、その機関の長から受託に対する同意を得なければならない。

⑤ 第一項第三号乃至第七号の処分をしたときは、行為者の矯正に必要な参考資料を保護観察官又は受託機関の長に送付しなければならない。

第四〇条【保護処分の期間】 第四〇条第一項第一号・第二号及び第四号乃至第七号の保護処分の期間は六月を超えることができず、同項第三号の社会奉仕・受講命令は一〇〇時間をそれぞれ超えることができない。

**第四二条【没収】** 判事は、保護処分をする場合に、決定をもって、家庭暴力犯罪に供し、又は供しようとした物件として、行為者以外の者の所有に属さない物件を没収することができる。

**第四三条【保護処分決定の執行】** ① 法院は、調査官、法院公務員、司法警察官吏、保護観察官又は受託機関所属職員をして、保護処分の決定を執行させることができる。

② 保護処分の執行にあたり、この法律に定めのない事項に対しては、家庭保護事件の性質に違反しない範囲で、刑事訴訟法、保護観察等に関する法律及び精神保健法を準用する。

**第四四条【報告と意見提出等】** 法院は、第四〇条第一項第三号乃至第七号の保護処分を決定したときは、保護観察官又は受託機関の長に対し、行為者に関する報告書又は意見書の提出を要求することができる、その執行に対して必要な指示をすることができる。

**第四五条【保護処分の変更】** ① 法院は、保護処分が進行する間、必要と認めるときは、職権、保護観察官又は受託機関の長の請求に従い、決定をもって、一回に限り、保護処分の種類及び期間を変更することができる。

② 第一項の規定により保護処分の種類及び期間を変更す

る場合、従前の処分期間を合算し、第四〇条第一項第一号・第二号及び第四号乃至第七号の保護処分期間は一年を、同項第三号の社会奉仕・受講命令期間は二〇〇時間をそれぞれ超えることができない。

③ 第一項の処分変更の決定があるときは、遅滞なく、その事実を行為者、法定代理人、補助人、被害者、保護観察官及び受託機関に通知しなければならない。

**第四六条【保護処分の取消し】** 法院は、保護処分を受けた行為者が第四〇条第一項第三号乃至第七号の保護処分の決定を履行せず、又はその執行に応じないときは、職権、被害者の請求、保護観察官又は受託機関の長の申請により、決定をもって、その保護処分を取り消し、事件を対応する検察庁の検事に送致しなければならない。

**第四七条【保護処分の終了】** 法院は、行為者の性格が矯正され、正常な家庭生活を維持することができるかと判断し、又はその他保護処分を継続する必要がないと認めるときは、職権、被害者の請求、保護観察官又は受託機関の長の申請により、決定をもって、保護処分の全部又は一部を終了することができる。

**第四八条【費用の負担】** ① 第二九条第一項第三号の規定による委託決定又は第四〇条第一項第六号及び第七号の

保護処分を受けた行為者は、委託又は保護処分に必要な費用を負担する。但し、行為者に支払う能力がないときは、国家がこれを負担することができる。

② 判事は、行為者に対し、第一項本文の規定による費用の前納を命ずることができる。

③ 第一項の規定により行為者が負担すべき費用の計算、請求及び支払手続その他必要な事項は、大法院規則で定める。

#### 第四節 抗告及び再抗告

第四九条【抗告】① 第八条又は第二九条の規定による臨時措置（延長又は変更の決定を含む。以下同じ。）、第四

〇条の保護処分、第四五条の保護処分の変更及び第四六条の保護処分の取消において、その決定に影響を及ぼす法令違反があり、若しくは重大な事実誤認があるとき、又はその決定が著しく不当であるときは、行為者、法定代理人又は補助人は、家庭法院本院合議部に抗告することができる。但し、家庭法院が設置されていない地域では、地方法院本院合議部にしなければならない。

② 法院が第三七条の規定より不処分の決定をした場合、その決定が著しく不当であるときは、被害者又はその法

定代理人は抗告することができる。この場合、抗告法院に關しては、第一項の規定を準用する。

③ 抗告の提起期間は、その決定を告知された日から七日とする。

第五〇条【抗告状の提出】① 抗告をするにあたっては、抗告状を原審法院に提出しなければならない。

② 抗告状を提出された法院は、三日以内に意見書を添付し、記録を抗告法院に送付しなければならない。

第五一条【抗告の裁判】① 抗告法院は、抗告の手続が法律に違反し、又は抗告に理由がないと認めたときは、決定をもって抗告を棄却しなければならない。

② 抗告法院は、抗告に理由があると認めたときは、原決定を取り消して、事件を原審法院に差し戻し、又は他の管轄法院に移送しなければならない。この場合、差戻し若しくは移送が急迫に過ぎ、又はその他必要と認めるときは、原決定を破棄し、自ら相当な臨時措置、不処分又は保護処分の決定をすることができる。

第五二条【再抗告】① 抗告の棄却決定に対しては、その決定が法令に違反したときに限り、大法院に再抗告をすることができる。

② 第四九条第三項の規定は、第一項の再抗告にこれを準

用する。

**第五三条【執行の不停止】** 抗告及び再抗告は、決定の執行を停止する効力を有しない。

**第五四条【終決した事件記録等の送付】** 法院は、家庭保護事件が終決したときは、遅滞なく、事件記録及び決定書に対応する検察庁の検事へ送付しなければならない。

**第五五条【刑事訴訟法の準用】** この章で他に定めのない事項に対しては、家庭保護事件の性質に反しない範囲で、刑事訴訟法の規定を準用する。

### 第三章 民事処理に関する特例

**第五六条【賠償申請】** ① 被害者は、家庭保護事件が係属した第一審法院に第五七条の賠償命令を申請することができる。この場合、印紙の貼付は要しない。

② 訴訟促進等に関する特例法第二六条第二項乃至第八項は、第一項の場合、これを準用する。

**第五七条【賠償命令】** ① 法院は、第一審の家庭保護事件審理手続で保護処分を宣告する場合、職権又は被害者の申請により、次の各号の金銭支払又は賠償（以下「賠償」という。）を命ずることができる。

- 一 被害者又は家庭構成員の扶養に必要な金銭の支払
- 二 家庭保護事件により発生した直接的な物的被害及び治療費の損害賠償

② 法院は、家庭保護事件にあたって、行為者と被害者の間で合意した賠償額に関しても、第一項の規定に従い、命ずることができる。

③ 訴訟促進等に関する特例法第二五条第三項（第二号の場合を除く。）は、第一項の場合、これを準用する。

**第五八条【賠償命令の宣告】** ① 賠償命令は、保護処分の決定と同時にしなければならない。

② 賠償命令は一定額の金銭支払を命ずることをもってし、賠償の対象及び金額を保護処分決定書の主文に表示しなければならない。この場合、賠償命令の理由は、特に必要と認められる場合でなければ、これを記載しないことができる。

③ 賠償命令は、仮執行することができることを宣告することができる。

④ 民事訴訟法第一九九条第三項・第二〇一条・第四七三条及び第四七四条の規定は、第三項の場合にこれを準用する。

⑤ 賠償命令をしたときは、保護処分決定書の正本を行為

者及び被害者に遅滞なく送達しなければならない。

**第五九条【申請の却下】** ① 賠償申請が不適法であるとき、

又はその申請に理由がなく、若しくは賠償命令をするこ  
とが相当でないと認められるときは、決定をもって、こ  
れを却下しなければならない。

② 保護処分決定と同時に第一項の裁判をするときは、  
これを保護処分決定書の本文に表示することができる。

③ 申請を却下し、又はその一部を認容する裁判に対して、  
申請者は不服を申し立てることができず、さらに同一の  
賠償申請をすることができない。

**第六〇条【不服】** ① 保護処分に対する抗告提起があると  
き、賠償命令は、家庭保護事件とともに抗告審に移審さ  
れる。保護処分に対する再抗告がある場合もまた同様と  
する。

② 抗告審で第一審決定を維持する場合にも、賠償命令に  
対しては、これを取り消・変更することができる。

③ 行為者は、保護処分決定に対して抗告を提起すること  
なく、賠償命令に対してのみ抗告することができる。こ  
の場合、抗告は、七日以内に提起しなければならない。

④ 第三項の規定による抗告の棄却決定に対しては、その  
決定が法令に違反しているときに限り、大法院に七日以

内に再抗告することができる。第一項前段の規定による  
抗告審決定に対し、賠償命令に対してのみ再抗告する場  
合もまた同様とする。

⑤ 第一項、第三項及び第四項による抗告及び再抗告は、  
賠償命令の執行を停止する効力を有しない。

**第六一条【賠償命令の効力と強制執行】** ① 確定した賠償  
命令又は仮執行宣告のある賠償命令が記載された保護処  
分決定書の正本は、民事訴訟法による強制執行に関して  
は、執行力のある民事判決正本と同一の効力を有する。

② この法律による賠償命令が確定したときは、その認容  
金額範囲内で、被害者は他の手続による損害賠償を請求  
することができない。

**第六二条【他の法律の準用】** この章に定めのない事項に  
対しては、訴訟促進等に関する特例法及び民事訴訟法の  
関連規定を準用する。

#### 第四章 罰則

**第六三条【保護処分の不履行罪】** 第四〇条第一項第一号  
及び第二号の規定による保護処分が確定した後、これを  
履行しなかつた行為者は、二年以下の懲役、二千万ウォ



ン以下の罰金又は拘留に処する。

**第六四条【秘密厳守等義務の違反罪】**① 第一八条第一項の規定による秘密厳守義務に違反した補助人（弁護士を除く。）、相談所等の相談員又はその長（その職にあつた者を含む。）は、一年以下の懲役、二年以下の資格停止又は一千万ウォン以下の罰金に処する。

② 第一八条第二項の報道禁止義務に違反した新聞の編集者、発行者又はその従事者、放送社の編集責任者、その長又は従事者その他出版物の著作者及び発行者は、五〇万ウォン以下の罰金に処する。

**第六五条【過怠料】** 正当な理由なく、第二四条第一項の規定による召喚に応じず、又は第四四条の規定による報告書若しくは意見書の提出要求に応じなかつた者は、一〇〇万ウォン以下の過怠料に処する。

附則

この法律は、一九九八年七月一日から施行する。

韓国・家庭暴力防止及び

被害者保護等に関する法律

一九九七年二月三十一日  
法律第五四八七号

**第一条【目的】** この法律は、家庭暴力を予防し、家庭暴力の被害者を保護することにより、健全な家庭を育成することを目的とする。

**第二条【定義】** この法律で使用する用語の定義は、次の通りとする。

一 「家庭暴力」とは、家庭暴力犯罪の処罰等に関する特例法第二条第一号に規定された行為をいう。

二 「家庭暴力行為者」とは、家庭暴力犯罪の処罰等に関する特例法第二条第四号に規定された者をいう。

三 「被害者」とは、家庭暴力により、直接的に被害を被つた者をいう。

四 「一時保護」とは、家庭暴力から被害者又はその家庭構成員を保護するため、宿泊食事提供等の方法で一定期間行う保護をいう。

**第三条【家庭の保護と維持】** 国家及び地方自治団体は、

全ての個人が家庭において安全で健康な生活を享受することができるよう、健全な家庭及び家族制度を維持・保護するため努力しなければならない。

**第四条【国家等の責務】**① 国家及び地方自治団体は、家庭暴力の予防及び防止のため、次のような措置を取らなければならない。

一 家庭暴力に関する申告体制の構築及び運営

二 家庭暴力の予防及び防止のための研究、教育並びに広報

三 被害者のための保護施設の設置・運営及びその他被害者に対する支援サービスの提供

四 家庭暴力の実態調査

五 家庭暴力の予防及び防止のための関係法令の整備並びに各種政策の樹立並びに施行

② 国家及び地方自治団体は、第一項の規定による責務を果たすため、これに伴う予算上の措置を取らなければならない。

③ 特別市・広域市・道（以下「市・道」という。）及び市・郡・区に、家庭暴力の予防及び防止業務を担当する機構及び公務員を置かなければならない。

④ 国家及び地方自治団体は、第五条第二項及び第七条第

二項の規定により設置・運営する家庭暴力関連相談所及び家庭暴力被害者保護施設に対し経費を補助するなど、これを育成・支援しなければならない。

**第五条【相談所の設置・運営】**① 国家又は地方自治団体は、家庭暴力関連相談所（以下「相談所」という。）を設置・運営することができる。

② 国家又は地方自治団体以外の者が相談所を設置・運営しようとするときは、特別市長・広域市長又は道知事（以下「市・道知事」という。）に申告しなければならない。

③ 相談所の設置基準、相談所に置く相談員の資格基準及び数並びに申告手続等に関して必要な事項は、保健福祉部令で定める。

**第六条【相談所の業務】** 相談所の業務は、次の通りとする。

一 家庭暴力の申告を受け、又はこれに関する相談に応じること

二 家庭暴力により正常な家庭生活及び社会生活が困難となり、若しくはその他緊急に保護を必要とする被害者に対する臨時保護をし、又は医療機関若しくは家庭暴力被害者保護施設への引渡

三 行為者に対する告発等法律的事項に関する助言を得

るための、大韓弁護士協会又は地方弁護士会及び大韓法律救助公団等への必要な協力及び支援の要請

四 警察官署等から引き渡された被害者の臨時保護

五 家庭暴力の予防及び防止に関する広報

六 その他家庭暴力及び被害に関する調査・研究

**第七条【保護施設の設置】**① 国家又は地方自治団体は、

家庭暴力被害者保護施設（以下「保護施設」という。）を設置・運営することができる。

② 社会福祉法人その他の非営利法人は、市・道知事の認可を受け、保護施設を設置・運営することができる。

③ 保護施設の設置基準及び認可等に関して必要な事項は、保健福祉部令で定める。

**第八条【保護施設の業務】**① 保護施設は、大統領令が定めるところに従い、次の業務を担当する。

一 第六条各号の業務

二 被害者を一時保護すること

三 被害者の身体的・精神的安定及び家庭復帰を助ける

こと

四 他の法律により保護施設に委託する事項

五 その他被害者の保護のため必要なこと

② 保護施設の長は、第一項各号による費用の全部又は一

部を家庭暴力行為者から求償することができる。この場合、その求償手続は、国税又は地方税滞納処分手続の例による。

**第九条【被害者意思の尊重義務】** 相談所又は保護施設の

長は、被害者の明示した意思に反して、第八条第一項第二号及び第一八条の保護をすることができない。

**第一〇条【相談所又は保護施設の休止又は廃止】** 第五条

第二項又は第七条第二項の規定により設置された相談所又は保護施設を休止又は廃止しようとするときは、保健福祉部令が定めるところに従い、予め市・道知事に申告しなければならない。

**第一一条【監督】**① 保健福祉部長官又は市・道知事は、

相談所又は保護施設の長をして当該施設に関して必要な報告をさせることができる。同時に、関係公務員をして当該施設の運営状況を調査させ、又は帳簿その他の書類を検査させることができる。

② 第一項の規定により関係公務員が、その職務を行うときは、その権限を表示する証票を所持し、これに関係者に提示しなければならない。

**第一二条【認可の取消し等】** 市・道知事は、相談所又は保護施設が次の各号の一に該当するときは、その業務の

停止若しくは廃止を命じ、又は認可を取り消すことができる。

一 第五条第三項又は第七条第三項の規定による設置基準に満たないようになったとき

二 第五条第三項の規定による相談員の数に満たず、又は資格がない者を相談員として採用したとき

三 正当な理由なく第一条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたとき、又は調査・検査を拒否し、若しくは忌避したとき

四 第五条の規定に違反し、相談所又は保護施設を営

利の目的で運営したとき

五 その他この法律若しくはこの法律による命令に違反

し、又は設置目的に違背する行為をしたとき

**第一三条【経費の補助】** 国家又は地方自治団体は、第五条第二項又は第七条第二項の規定による相談所又は保護施設の設置・運営に用いられる経費の一部を補助することができる。

**第一四条【相談所の統合設置及び運営】** 国家又は地方自治団体は、この法律により設置・運営する相談所若しくは保護施設を、大統領令で定める類似した性格の相談所若しくは保護施設と統合して設置・運営し、又は設置・

運営することを勧告することができる。

**第一五条【営利目的運営の禁止】** 相談所又は保護施設は、営利を目的として設置・運営してはならない。

**第一六条【秘密厳守の義務】** 相談所若しくは保護施設の長若しくはこれを補助する者又はその職にあつた者は、その職務上知り得た秘密を漏泄してはならない。

**第一七条【類似名称使用禁止】** この法律による相談所又は保護施設でなければ、家庭暴力関連相談所・家庭暴力被害者保護施設又はこれと類似の名称を使用することができない。

**第一八条【治療保護】** ① 医療機関は、被害者本人・家族・知人又は相談所若しくは保護施設の長等の要請がある場合には、被害者に対し、次の各号の治療保護を実施しなければならない。

一 保健に関する相談及び指導

二 身体的・精神的被害に対する治療

三 その他大統領令が定める医療に関する事項

② 第一項の治療保護に必要な一切の費用は、家庭暴力行為者が負担する。但し、家庭暴力行為者に費用を負担する能力がないときは、国家又は地方自治団体がこれを負担した後、家庭暴力行為者に対し求償権を行使する。

③ 第二項の費用負担のための手続、求償権の行使手続などに関し必要な事項は、保健福祉部令で定める。

第十九条【権限の委任】 保健福祉部長官及び市・道知事は、この法律による権限の一部を市・道知事又は市長・郡守・区庁長に委任することができる。

第二〇条【罰則】 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は五〇〇万ウォン以下の罰金に処する。

一 この法律による申告又は認可なく相談所又は保護施設を設置・運営した者

二 第一二条の規定による業務の停止又は廃止命令を受けたにもかかわらず、相談所又は保護施設を継続して運営した者

三 第一六条の規定による秘密厳守の義務に違反した者

第二一条【両罰規定】 法人の代表者又は法人若しくは個人の代理人・使用人その他従業員が、その法人又は個人の業務に関して第二〇条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は個人に対しても同条の罰金刑を科す。

第二二条【過怠料】 ① 次の各号の一に該当する者は、三〇〇万ウォン以下の過怠料に処する。

一 正当な理由なく第一一条第一項の規定による報告を

せず、若しくは虚偽の報告をした者又は調査・検査を拒否し、若しくは忌避した者

二 第一七条の規定による類似名称使用禁止に違反した者

② 第一項の規定による過怠料は、大統領令が定めるところにより、保健福祉部長官又は市・道知事が賦課・徴収する。

③ 第二項の規定による過怠料処分不服がある者は、その処分の告知を受けた日から三〇日以内に保健福祉部長官又は市・道知事に異議を提起することができる。

④ 第二項の規定による過怠料処分を受けた者が第三項の規定による異議を提起したときは、保健福祉部長官又は市・道知事は、遅滞なく、管轄法院にその事由を通知しなければならず、その通知を受けた管轄法院は、非訟事件手続法による過怠料の裁判をする。

⑤ 第三項の規定による期間内に異議を提起せず、過怠料を納付しなかったときは、国税又は地方税滞納処分手続の例により、これを徴収する。

附 則

この法律は、一九九八年七月一日から施行する。

〔訳者注〕

原文中の接続詞の訳については、「又は」、「若しくは」、「及び」、「並びに」など、原文表記への忠実性に配慮しながら、できる限り日本語の接続詞の用法に倣ったが、「・」（なかぐる）については、敢えて原文の通りとした。

これら二法の訳出に際し、韓国・大田大学の金容世助教授に多くの指導と助言を受けた。紙面を借り、ここに謝意を表する次第である。